役員等報酬等規程

社会福祉法人筑波記念会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑波記念会(以下「この法人」という。)の定款第八 条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定め ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 役員とは、理事および監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
 - (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
 - (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員の報酬は無報酬とする。

(費用弁償)

- 第4条 この法人は、役員および評議員がその職務の執行に当たって負担した実費費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
 - 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員賃金規程に準ずる。
 - 3 役員および評議員が、理事会、評議員会または監事監査への出席を除いて、法人および施設の運営のために業務に従事した場合は、出張に要する交通費、旅費(宿泊費含む)を職員賃金規程に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

- 第5条 常勤役員の報酬等及び費用(旅費を除く。)は、運営する施設職員に対する賃金 支払日と同日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、 翌営業日に支払うものとする。
 - 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第6条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本

人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった 立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準 として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める ものとする。

附則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。